

議案第90号

幕別町防災会議条例の一部を改正する条例

幕別町防災会議条例（昭和38年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第4号を次のように改める。

(4) 町の消防団長

第3条第5項第5号中「東十勝消防事務組合」を「とかち広域消防事務組合」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の幕別町防災会議条例第3条第5項第4号及び第5号の委員（平成28年7月4日までに任命される者に限る。）の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日までとする。